

ボランティア清掃に伴い発生する草の回収を希望される皆様

ボランティア清掃にて発生する草の回収を希望される際には、次のことについてご留意いただくようお願いします。

- 1 回収するものは、燃やすごみ、その他ごみ、ボランティア清掃によって生じた草のみです。葎（よし）、流木、枝、木などは回収しませんので、収集袋には入れないでください。
- 2 草の回収を希望される場合は、申込時に申込書の「発生するごみの種類」の「草」の欄にチェックをしてください。
- 3 収集袋に入れる際は、「燃やすごみ」「その他のごみ」「草」の3種類に分別してください。

草についても、ボランティア清掃収集袋に必ず入れてください。収集袋に入っていない草については、回収対象外となりますのでご注意ください。草を収集袋に入れた際は、袋に「草」と記入してください。

- 4 下記について、草の回収は対象外となります。
 - ・営利目的であり、自らが主体とならない清掃活動
 - ・清掃活動の労務等に対する委託料や報酬等の対価が支払われる場合
 - ・道路、河川、公園等の愛護団
 - ・ハートフルしまね、しまエコ活動などの県事業に伴っての清掃活動
 - ・市や県より管轄地の管理委託を受けており、尚且つ委託料や手数料等の対価が支払われている自治会及び団体
 - ・個人住宅及び集合住宅の敷地内、事業所敷地内の草
（市営及び県営住宅、アパート、マンションなどを含む）
 - ・特定の自治会しか使用しない施設（集会所及び公会堂敷地内など）
 - ・草の根に付着している土を落としていない場合
 - ・安来市が配布しているボランティア清掃用収集袋以外の袋に入っている場合
- 5 草が大量に（20袋以上）発生することが想定される場合は、事前に窓口か電話にて環境政策課へ直接ご相談ください。
- 6 回収について、昨年度までは終了連絡後5日以内に回収としていましたが、今年度より終了連絡後5開庁日以内の回収となりますのでご承知おきください。回収までは交通の妨げにならない場所に置いておくようにしてください。

【お問い合わせ】

安来市環境政策課

廃棄物対策係 電話：0854-23-3100、3101